

第2章 実施機関における個人情報の収集及び届出

第4条 収集の制限

- 第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき。
 - 二 法令等に定めがあるとき。
 - 三 出版、報道等により公にされているとき。
 - 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - 五 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
 - 六 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
 - 七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（都が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第2項第6号において同じ。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第10条第1項各号のいずれかに該当する利用若しくは同条第2項各号のいずれかに該当する提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 4 前二項の規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

趣旨

- 1 第1項は、個人情報の収集について、事務の執行上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によるべきものとする、収集の基本原則を定めたものである。
- 2 「個人情報を収集する」とは、事務の執行に必要な個人情報を取得することをいう。その収集の契機としては、法令等に基づく届出、申請、申告、申込み、相談、検診、調査等があるが、それが視聴等による場合は、その結果等を記録することにより、個人情報を収集することになる。
- 3 「個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし」とは、収集を始めるに際し、内部規制とし

て、事務を所管する部署において事務の目的を確認することにより、事務の執行に必要な個人情報と特定することである。具体的には、条例第6条の規定による目録の作成やその公表により、個人情報を取り扱う事務の目的を都民に明らかにすることとなる。

4 「当該事務の目的を達成するために必要な範囲内」とは、当該個人情報を取り扱う事務を執行していく上で、目的達成上必要とされる個人情報の記録項目の範囲をいい、過剰な収集を禁ずる趣旨である。

5 「適法かつ公正な手段」とは、法規に適合し、かつ、公平で正しい手段をいう。

6 第2項は、原則として収集制限すべき個人情報を定めたものである。いずれも、憲法上の自由権、平等権に関わるものであり、この中には同和問題に係る個人情報も含まれており、個人の権利利益の侵害に直結するおそれの強いものであるので、特に収集を制限する規定を設けたものである。

7 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。

8 「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合」とは、事務の目的達成のために、個人情報の収集が必要であり、当該個人情報を欠いてしまうと、事務の執行ができなくなる場合をいう。

9 第3項は、個人情報の収集先について、本人からの収集を原則とするとともに、その例外となる場合を明らかにしたものである。

(1) 第1号の「本人の同意があるとき」とは、他から自己の個人情報を収集することについて、本人が文書又は口頭により同意している場合をいう。

(2) 第2号の「法令等に定めがあるとき」には、法令等で本人以外から収集できることを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨、目的により本人以外から収集できると解される場合も含まれる。

(3) 第3号の「出版、報道等により公にされている」とは、新聞、書籍、テレビ、ラジオ等により、何人でも取得し、又は知り得る状態にあり、その公知性に疑義がないことをいう。このため、公にされている個人情報は、当該出版物等から収集できることとしたものである。

「出版、報道等」の「等」は、講演会、演説会などを指す。

なお、個人に関する情報が記載された出版物を取得する場合等における取扱いについては、条例第30条第5項に定めるところによるものである。

(4) 第4号の「生命、身体又は財産の安全を守るため」とは、火災や地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪等の人為的危険などから個人を守ることをいう。

また、「緊急かつやむを得ない」とは、危険を避けるため個人情報を本人から収集する時間的余裕のない場合などである。

(5) 第5号は、本人が所在不明のため本人から収集することが不可能な場合及び本人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く者、乳幼児等で意思を表明できないため事実上本人から収集することができない場合のために設けたものである。

(6) 第6号は、争訟のように相手と争っている場合は相手の主張等は裁判所等を通じて収集し、選考の場合は例えば入学試験等では内申書として収集し、また、指導等の場合は両親や友人等から収集する必要性が考えられるが、このように本人から収集したのでは事務が

公正、正確に行われぬなど事務の目的を達成し得ない場合、又は本人から収集して事務を執行することも可能ではあるが、多大な時間と経費を要し事務の執行が困難になるなど事務の適正な執行に支障が生ずる場合のために設けた規定である。

- (7) 第7号は、収集する相手方が公の機関であることを考慮して設けたものではあるが、たとえ相手方が公の機関であっても、個人情報の取扱いには十分配慮すべきとするのが、本号の趣旨であり、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」との制限を付している。

運 用

- 1 内部規制として個人情報を取り扱う事務の目的を確認することにより、必要な個人情報、不必要な個人情報がおのずから明らかとなる。これにより、過剰な収集に歯止めをかけるものとする。
- 2 個人情報の収集に当たっては、書面によるときは様式に記載しておくなど、利用目的を明示し、相手方に対して、誤解や疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。ただし、利用目的の明示により、事務の適正な遂行に支障を生じることとなる場合はこの限りでない。
- 3 出版、報道等から収集する場合であっても、安易に収集することなく、誤った情報でないことを十分調査するなど、正確で最新な情報の収集に留意すること。
- 4 第3項各号のいずれかに該当する場合は、本人以外から収集することができるものであるが、第6号などその適用に当たっては、濫用にわたらないよう十分留意すること。

関係規則・要綱

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第3 報告事項

(個人情報の本人外収集の報告)

- 1 各局等は、条例第5条の規定に基づく保有個人情報取扱事務の届出に本人外収集の届出がない場合において、条例第4条第3項の規定に基づき個人情報を本人以外から収集した場合は、「個人情報の本人外収集の実績報告書」(別記第1号様式)により毎月、生活文化局広報広聴部情報公開課(以下「情報公開課」という。)に報告する。

第5条 保有個人情報取扱事務の届出

第5条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- 二 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- 三 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- 四 保有個人情報の記録項目
- 五 保有個人情報の対象者の範囲
- 六 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る保有個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、東京都規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

趣旨

1 本条は、実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務について、開始、変更又は廃止があったときは、知事に届け出る義務があることを定めたものである。

2 「保有個人情報を取り扱う事務」とは、事業の実施に伴って、個人情報を収集し、管理し、又は利用する事務をいう。

実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき、変更しようとするとき又は廃止したときは、保有個人情報取扱事務届出書（東京都個人情報の保護に関する条例施行規則（平成3年東京都規則第21号。以下「施行規則」という。）別記様式）により知事に届け出なければならない。

第1項は、届出事項を具体的に定めたものである。この届出により、知事は、全実施機関の保有個人情報を取り扱う事務を正確に把握するとともに、実施機関自らにおいても、保有個人情報を明確に把握することにより、その収集の必要性や収集範囲を再確認することが可能となる。

さらに、届出等の手続を通じて、慎重かつ責任をもって保有個人情報を取り扱うことが期待できる。

3 第6号の「規則で定める事項」とは、施行規則第2条に定める次の事項である。

- ・ 保有個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- ・ 保有個人情報の処理形態
- ・ 保有個人情報の主な収集先
- ・ 保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先
- ・ 保有個人情報の処理の委託及び再委託の有無

- ・ 保有個人情報の処理の指定管理者による代行の有無

4 第2項の「職員であった者」とは、退職、失職又は免職により実施機関の職員としての身分を失った者をいう。

5 「実施機関の職員又は職員であった者に係る事務」とは、実施機関の職員又は職員であった者に係る一切の事務をいい、人事、給与、福利厚生等に関する次のような事務がその代表例として挙げられる。

これらの事務には、例えば、職員に対する手当支給事務において職員の家族の個人情報が取り扱われるように、その目的により職員又は職員であった者以外の者に係る個人情報を取り扱うようなものもある。

本項は、その執行上職員又は職員であった者に関する個人情報を取り扱うこととなるこれらの事務については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての実施機関と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者である職員にはよく知られていることから、届出の適用除外とすることを規定したものである。

- ・ 服務に関すること。
- ・ 表彰等に関すること。
- ・ 諸証明に関すること。
- ・ 任用退職等に関すること。
- ・ 人事記録に関すること。
- ・ 定数に関すること。
- ・ 分限、懲戒等に関すること。
- ・ 評定に関すること。
- ・ 給与、手当に関すること。
- ・ 恩給、退職手当に関すること。
- ・ 被服の貸与に関すること。
- ・ 公務災害補償に関すること。
- ・ 安全、衛生に関すること。
- ・ 衛生管理に関すること。
- ・ 非常勤職員の社会保険に関すること。

運 用

1 保有個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止に伴う届出は、局等の個人情報保護主管課を経由して、生活文化局広報広聴部情報公開課に届け出ることにより行うものとする。

2 事務の届出は、原則として、課ごとに届け出るものとする。この場合、事務の内容を端的に表すよう、予算項目又は東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）等に定める事務を単位として届け出るものとする。

なお、同一の事務を複数の部署が行っている場合、例えば、組織規程別表4に規定する地方行政機関のように同一の事務を地域割りで実施しているものについては、局で統一的な届出を行うことができることとする。

- 3 保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会規則（平成11年東京都規則第232号。以下「審議会規則」という。）に基づき、原則として東京都情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。
- 4 情報公開課においては、届出に基づき、条例第6条の規定による目録を作成（加除訂正を含む。）し、一般の閲覧に供するものとする。
- 5 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務」であっても、運転免許証の申請に関する事務、道路使用許可申請に関する事務等、事務の名称、目的、保有個人情報の記録項目等を明らかにしても、当該事務の適正な遂行に支障がないと認められる事務については、届出を行うことができるものとする。

関係規則・要綱

【東京都個人情報の保護に関する条例施行規則】

（保有個人情報取扱事務の届出事項）

第2条 条例第5条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- 二 保有個人情報の処理形態
- 三 保有個人情報の主な収集先
- 四 保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先
- 五 保有個人情報の処理の委託及び再委託の有無
- 六 保有個人情報の処理の指定管理者による代行の有無

（保有個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止の届出）

第3条 条例第5条第1項又は第3項の保有個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出は、保有個人情報取扱事務届出書（別記様式）により行うものとする。

【東京都情報公開・個人情報保護審議会規則】

（審議会の意見聴取等）

第1条の2 東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第26条の規定により審議会が実施機関（同条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）に意見を述べることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始する場合

第6条 公表及び閲覧

第6条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項について目録を作成して、公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

趣旨

本条は、知事は、保有個人情報取扱事務の届出に係る事項について目録を作成して、公表し、実施機関の個人情報の保有状況を都民に対し明確にし、かつ、都民がいつでも閲覧できるようにする責務があることを明らかにしたものである。

運用

情報公開課においては、各実施機関が届け出た事項を取りまとめた目録を作成し、また、各実施機関から個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出があった場合には、当該目録の加除訂正をすることにより、全実施機関が現に行っている事務とその内容を一致させるものとする。

※目録等の閲覧場所は、次のとおり

- 都民情報ルーム（目録のみ）（東京都庁第一本庁舎3階南側）
- 東京都公式ホームページ

<http://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/jimu/index.html>